



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 雇用動向に関する企業意識調査

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 所得拡大税制の見直し

NEWS1. 雇用動向に関する企業意識調査

帝国データバンクが行った2017年度の雇用動向に関する企業意識についての調査結果によりますと、2016年12月の有効求人倍率は1.43倍と、1991年7月以来25年5カ月ぶりの高水準となり、人手不足が深刻化しています。また、新規学卒者の就職内定率は2016年12月時点で85.0%(大卒)と6年連続で上昇し過去最高となっています。

政府は「働き方改革」として、副業・兼業など柔軟な働き方を議論を始めていますが、一方では地域間や業界間、社員・非正社員間などの雇用動向には依然として格差がみられる状況です。

2017年度の雇用動向について、正社員の「採用予定がある」企業の割合が過去10年で最高水準となりました。特に「大企業」の採用意欲は高く、本調査開始以降の最高を更新しました。また、「中小企業」の採用予定は2年ぶりに上昇しており、正社員の採用状況は企業規模にかかわらず上向いています。他方、非正社員の「採用予定がある」企業は2年連続で減少しており、採用意欲はやや弱まったといえます。しかし、人手が不足している業種における採用意欲は依然として高く、なかでも「飲食店」「旅館・ホテル」「娯楽サービス」では8割を超える企業が非正社員の採用を予定しています。

政府が進める「働き方改革」の1つである副業・兼業について、「定着率の向上」が副業・兼業を認めていることの効果として捉えている企業が多く、従業員のモチベーション向上やスキルアップなども上位にあげられるなど、労働意欲や人材確保・定着について効果的と考えていることが明らかとなりました。また、「現在は認めていないが、今後は認める予定(検討含む)」企業は15.4%あり、今後、4社に1社まで副業・兼業を認める企業が拡大する可能性も示唆されています。

副業には、長時間労働に繋がる等注意すべき事項も多く、副業を認める企業側にも一定の労働時間管理義務が求められると思われる中、政府には副業をしやすくする指針等の制度的なフォローが必要になるでしょう。

NEWS2. (書籍の紹介)

1日10分「じぶん会議」のすすめ 鈴木進介

内容紹介

超一流が必ず行う習慣 人生と仕事の成果を引き寄せるセルフコーチング

一日10分のジブン会議、たったそれだけで仕事や人生が楽になります!本書で説明するその効用を知るだけで、本書そのものがコーチの存在となります。たった書籍代1500円のセルフコーチングの効用はすばらしいものです。なぜなら、思考が整理され新たな決断ができるようになります。そして思考が整理され将来のヴィジョンがはっきりすることができるのです。

じぶん会議とは...自分と向き合うことで、思考を整理し、新たな決断をすること。1日10分のじぶん会議、たったそれだけで仕事や人生が楽になる!じぶん会議で思考を整理すれば、問題の9割は解決ができ、新たな決断ができるようになります。

1日10分
「じぶん会議」
のすすめ

目の前のことに振り回されない方法

著者の名前
鈴木進介

超一流
ほどやっている!

じぶん会議とは...自分と向き合うことで、
思考を整理し、新たな決断をすること。 WAVE出版

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

NEWS3. (税務)

Question

平成29年度税制改正にて、所得拡大税制の見直しが行われたと聞きましたが、どのような内容か教えてください。

Answer

一人当たり平均給与が前年比2%以上の場合、給与等支払総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除、に加え大企業では前年度からの増額について、2%の税額控除を上乗せ、。中小企業においては12%の税額控除を上乗せされます。



【解説】

平成29年度税制改正で所得拡大促進税制の見直しが行われました。大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に重点化した上で、給与支払総額の前年度からの増加額への税額控除が12%に拡充されました。中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支払総額の前年度からの増加額への税額控除が22%に拡充されました。

大企業	中小企業
《要件》	《要件》
①給与等支払総額:平成24年度から5%以上増加 ②給与等支給総額:前事業年度以上 ③平均給与支給額:前年度比2%以上増加	①給与等支払総額:平成24年度から3%以上増加 ②給与等支給総額:前事業年度以上 ③平均給与支給額:前事業年度を上回る
《税額控除》	《税額控除》
給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ(合計12%)	給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ(合計22%)

(注)

- ・平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用。平成30年3月31日まで
- ・青色申告をする法人(または個人事業主)が、上記①～③のすべての要件を満たした場合に適用されます
- ・法人税額の10%(中小企業者当に画地等する場合、20%)が限度額となります

関係法令通達等

財務省HP税制改正の概要

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480
西尾事務所 0563-57-7850